

## 川崎市道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの設置及び運用管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設緑政局道路管理部管理課が管理する川崎市道水路台帳平面図等管理・閲覧システム（以下「システム」という。）の管理者用端末（以下「管理端末」という。）と閲覧者用端末（以下「閲覧端末」という。）の設置及びシステムの運用管理に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 管理端末及び閲覧端末の設置場所及び台数は次のとおりとする。

設置場所	管理端末（台）	閲覧端末（台）
建設緑政局道路管理部管理課	1	2
川崎区役所道路公園センター管理課	1	1
幸区役所道路公園センター管理課	1	1
中原区役所道路公園センター管理課	1	1
高津区役所道路公園センター管理課	1	1
宮前区役所道路公園センター管理課	1	1
多摩区役所道路公園センター管理課	1	1
麻生区役所道路公園センター管理課	1	1
合 計	8	9

(総括システム管理者)

第3条 システムの円滑で安全な運用を図るため、総括システム管理者を置き、建設緑政局道路管理部管理課長をもって充てる。

2 総括システム管理者は、システムの運用管理を総括する。

(システム管理者)

第4条 システム管理者は、総括システム管理者が指名する者とする。

2 システム管理者は、次の業務を行う。

- (1) システムの運用管理に関すること。
- (2) システムの円滑な運用保守に関すること。
- (3) 管理端末及び閲覧端末に係る総合調整に関すること。

3 システム管理者は、総括システム管理者が不在の場合に、その職務を代理する。

(システム担当者)

第5条 システム担当者は、システム管理者が指名する者とする。

2 システム担当者は、次の業務を行う。

- (1) システム管理者の職務の補助。
- (2) 管理端末及び閲覧端末に係る協議及び連絡事項に関すること。

(端末管理者)

第6条 システムの各設置場所において適正な管理を行うため、端末管理者を置き、管理端末及び閲覧端末を設置する課の長をもって充てる。

2 端末管理者は、所属の管理端末及び閲覧端末の運用管理を総括する。

3 端末管理者は、端末管理担当者及び端末担当者を指名する。また、総括システム管理者に様式により報告を行うものとする。

(端末管理担当者)

第7条 端末管理担当者は、所属の管理端末及び閲覧端末の運用管理を行う。

(端末担当者)

第8条 端末担当者は、システム担当者との連絡調整を行う。

2 端末担当者は、管理端末及び閲覧端末が正常な状態で稼動するよう、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 管理端末の動作確認

(2) 閲覧端末及び周辺機器の動作確認

(3) レシート用紙、出力用紙等消耗品の確認

(閲覧端末で行う行政サービス)

第9条 閲覧端末で行う行政サービスは、市内の任意の場所の道水路台帳平面図又は市  
保管土地図の閲覧及び交付とする。

(管理端末の稼働)

第10条 管理端末の稼働日は、原則通年とする。ただし、総括システム管理者が特別  
な事情があると認めたときは、これを変更することができる。

2 前項で規定する特別な事情は、次のとおりとする。

(1) 川崎市インターネット回線の運用停止時

(2) 第3庁舎電気設備点検時

(3) 総括システム管理者が管理端末の稼働が困難と認めたとき

(閲覧端末の稼働)

第11条 閲覧端末の稼働日は、川崎市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市  
の休日及び市長が定める日を除く日とする。ただし、総括システム管理者が特別な事  
情があると認めたときは、これを変更することができる。

2 前項で規定する特別な事情は、次のとおりとする。

(1) 川崎市インターネット回線の運用停止時

(2) 第3庁舎電気設備点検時

(3) 総括システム管理者が閲覧端末の稼働が困難と認めたとき

(システム障害発生時の対応)

第12条 端末管理者は、システムに障害が発生した場合、直ちに利用者への周知を行  
うとともに、総括システム管理者への連絡、その他復旧のために必要な措置を講じな  
ければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(様式)

# 端末管理担当者等報告書

令和 年 月 日

(宛先)

総括システム管理者

端末管理者名

標記について、次の職員を指名しましたので報告します。

1 端末管理担当者

所属課係	職名	氏名	電話 (内線)

2 端末担当者

所属課係	職名	氏名	電話 (内線)